

# 鷹の台公園整備基本計画

(素案)

令和 5 年 1 月

小平市

# 鷹の台公園整備基本計画

## 目次

<b>第1章 はじめに</b>	<b>1</b>
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の目的と位置づけ	1
(3) 計画地の概要	1
<b>第2章 計画の前提</b>	<b>3</b>
(1) 上位・関連計画	3
(2) 概況	5
(3) 計画地周辺の主な都市整備事業	9
(4) 計画地とその周辺の状況	11
(5) これまでの市民参加の取組	13
(6) 踏まえるべき視点	17
<b>第3章 整備の目標と基本方針</b>	<b>19</b>
(1) 整備に向けた考え方	19
(2) 整備の目標	19
(3) 整備の基本方針	20
<b>第4章 基本計画</b>	<b>21</b>
(1) ゾーン・動線計画	21
(2) 施設配置計画	23
(3) 導入施設イメージ	25
(4) 植栽計画	28
(5) 防災施設計画	29
(6) 空間・景観デザインの考え方	29
(7) 管理運営の考え方	30
<b>第5章 整備事業の進め方</b>	<b>31</b>
(1) 基本事項の整理	31
(2) 事業手法	31
(3) 求められる視点	31
(4) 事業スケジュール	32

---

# 第1章 はじめに

## (1) 計画策定の背景

鷹の台公園整備予定地は、昭和 38 年に公園として都市計画決定している区域の一部です。長年にわたり、学校のグラウンドなどに利用されていた土地を、令和 2 年 3 月に、小平市土地開発公社が取得しました。

これを機に、市では、令和 2 年度の「小平都市計画公園 3・3・4 号(鷹の台公園)等に関するアンケート調査」から鷹の台公園整備に向けた具体的な検討を開始し、令和 3 年度からは、鷹の台公園のあり方調査検討を進め、令和 5 年 1 月に「鷹の台公園のあり方調査検討業務委託報告書」をとりまとめました。この報告書を基に、令和 5 年 2 月から、民間事業者を対象としたサウンディング型市場調査を行い、6 月に「鷹の台公園整備事業の基本的な方針」を策定し、整備や管理運営の基本的な方針を示しました。

## (2) 計画策定の目的と位置づけ

鷹の台公園整備基本計画(以下、「本計画」という。)は、これまでの取組を踏まえ、新たに整備する鷹の台公園の整備内容(主にハード面)に関する基本的な考え方を示したものです。

事業の調査段階から、市民の皆様とともに多様な取組を重ねながら、地域の意向把握、事業の周知・啓発などを進めて本計画の策定に至っており、様々な思いが込められています。

一方、鷹の台公園の整備及び管理運営手法については、「鷹の台公園整備事業の基本的な方針」により、公民連携による事業手法を活用することとしています。実際の整備、及び管理運営にあたっては、本計画の内容を基本としつつ、民間事業者等の創意工夫が活かされた提案により、よりよい公園が整備されることを期待するものです。

## (3) 計画地の概要

計画地の概要は以下のとおりです。

名称	： 小平市都市計画公園 3・3・4 号 鷹の台公園
位置	： 小平市たかの台 33
告示年月日	： 昭和 38 年 9 月 2 日
種別	： 近隣公園
計画面積	： 1.9ha(約 19,000 m <sup>2</sup> )
整備区域面積	： 約 1.3ha(旧グラウンド跡地部分)

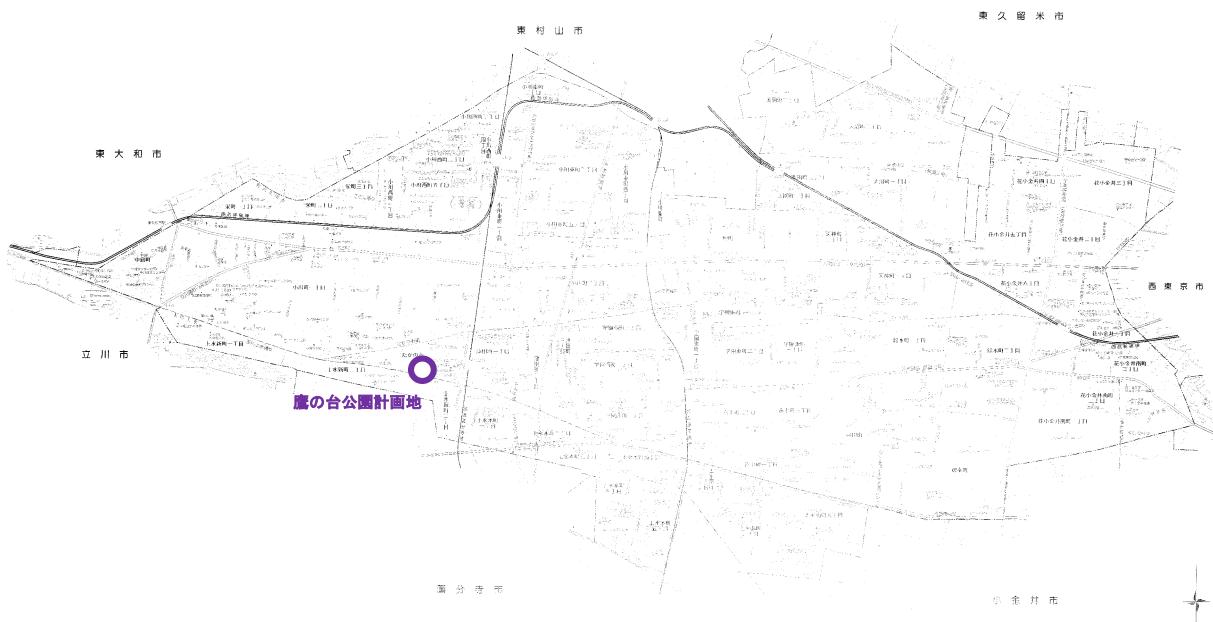


図 1-1 小平市における計画地の位置



図 1-2 計画対象区域

# 第2章 計画の前提

## (1) 上位・関連計画

鷹の台公園に関する主な上位・関連計画は以下のとおりです。

表 2-1 上位・関連計画一覧(1/2)

計画名	本公園との関連事項
小平市第四次 長期総合計画 (R3(2021)年策定)	<p>&lt;基本目標Ⅲ まちづくり&gt; 自然と調和した、美しく快適で、魅力あるまち</p> <p>&lt;方針7 水や緑を保全・創出し、環境にやさしい循環共生型の社会を形成する&gt; 地域資源をいかして賑わいや交流を醸成する公園整備を進めます。</p>
小平市都市計画 マスターplan (H29(2017)年策定)	<p>&lt;まちづくりの目標&gt;</p> <p>・まちづくりの目標1 “顔”をもったまちをつくる 戦略2 鉄道駅中心拠点を結ぶ道路・交通ネットワークの充実 鷹の台中心拠点/大学などの学校が集積するまちとして若者が集い、また小平中央公園、総合体育館、小平グリーンロードなどを活かしつつ、周辺の都市計画道路・公園の整備を踏まえた、教育、文化・スポーツによる交流が育まれる拠点となります。</p> <p>・まちづくりの目標2 “みどり”を感じられるまちをつくる 戦略2 身近なみどりの空間をつなぐ水と緑のネットワークの充実 小平グリーンロードを骨格とする、公園や緑地などの身近なみどりの空間をつなぐ水と緑のネットワークを意識したまちづくりを進めます。</p> <p>・まちづくりの目標3 “にぎわい”を育むまちをつくる 戦略1 鉄道駅中心拠点の形成にあわせた商業・業務機能などの誘導 鉄道駅中心拠点の拠点性を高めるまちの変化にあわせて、周辺地域と一体となつたまちづくりを進めるなかで商業・業務機能の誘導を進めます。 戦略2 人のつながりや交流を育む場の整備 市民が住んでいるまちに愛着や誇りを持ち、また市外の人が訪れたい気持ちになる魅力あるまちづくりを進めます。</p> <p>・まちづくりの目標4 “ひと”にやさしいまちをつくる 戦略1 災害に強いまちづくりに向けた基盤整備 地震や火事などの災害に強い都市の実現に向けて、避難路や避難場所の確保、火事の延焼防止など、安全なくらしを踏まえたまちづくりを進めます。 戦略3 健康まちづくりの推進 交流の場の創出や公共交通の利便性の向上、歩道整備などによる歩行者・自転車走行空間の確保とバリアフリー化を進めるとともに、日常の生活圏域を意識したまちづくりに配慮するなど、人々の外出を自然と促し、地域のつながりが醸成され、日々の快適なくらしの中で健康寿命の延伸につながるまちづくり(健康まちづくり)を進めます。</p>

表 2-2 上位・関連計画一覧(2/2)

計画名	本公園との関連事項
小平市第三次 環境基本計画  (R3(2021)年策定)  ※R5 地域エネルギー・ビジョン見直し	<p>&lt;基本方針I 地球温暖化・エネルギー対策の推進[小平市地域エネルギー・ビジョン]&gt;</p> <p>施策2 エネルギーの有効活用 具体的な取組 公共施設における再生可能エネルギーの最大限の活用</p> <p>施策3 気候変動への適応 具体的な取組 雨水貯留・浸透施設の設置促進</p> <p>&lt;基本方針III 水と緑と生きものとの共生[小平市生物多様性ビジョン]&gt;</p> <p>施策1 生物多様性の理解と配慮行動 具体的な取組 自然観察会・講演会等のイベントの開催</p> <p>施策2 みどりと生きものの保全・創出 具体的な取組 公園の整備</p>
小平市第三次 みどりの基本計画  (R3(2021)年策定)	<p>&lt;目標&gt; みんなでつなげる 人とみどりがいきるまち</p> <p>&lt;基本方針1 市民の共有の財産として質の高いみどりを守り育てよう&gt;</p> <p>(1)みどりの骨格となる小平グリーンロードの充実 関連取組 水と緑のネットワークのみどりの拠点となる公園づくり</p> <p>(2)公園・緑地・用水路等の整備・維持管理 重点取組 都市計画公園の整備促進</p> <p>(7)生物多様性の保全に向けた取組の推進 重点取組 生物多様性の保全に向けた普及啓発</p> <p>(8)防災に役立つみどりの充実 重点取組 新規公園整備における防災機能の強化</p> <p>(9)環境負荷低減に向けたみどりのまちづくりの推進 関連取組 雨水の貯留・浸透の推進</p> <p>&lt;基本方針2 市民生活や様々な活動の中でみどりを活かそう&gt;</p> <p>(1)様々な活動の場としてのみどりの活用 重点取組 地域活動等のための公園や緑地の活用促進</p> <p>(2)みどりやみどりのまちづくり活動等にかかる情報の発信 重点取組 SNS等を活用したみどりに関する情報発信</p> <p>&lt;基本方針3 多様な主体がみどりのまちづくりに関わろう&gt;</p> <p>(1)みどりのまちづくりの活動団体との連携 関連取組 市民主催のイベントの支援</p>
小平市地域防災計画  (R3(2021)年修正)	<p>&lt;第3章 安全な都市づくりの実現&gt;</p> <p>第3節 具体的な取組 (3)都市空間の確保 ①公園の整備 ・都市公園法や都市緑地法に基づき、「都市計画公園・緑地の整備方針」による計画的な整備を推進するとともに緑地の保全を図る。 ・小平市立公園条例に基づき、住民1人あたり10m<sup>2</sup>以上のオープンスペース確保を目指す。 ・避難場所指定を受けている公園において、外周部の植栽や入り口の改修、非常用照明施設の整備などを行い、避難場所としての安全性向上を図る。</p>
小平市第1期経営方針 推進プログラム  (R5(2023)年中間見直し)	<p>&lt;概要&gt; 小平市第四次長期総合計画に掲げる3つの基本目標(ひとつづくり・くらしづくり・まちづくり)を着実に進めるために、行政として必要となる考え方やとるべき姿勢を示す自治体経営方針に基づく、具体的な取組をまとめたもの。</p> <p>&lt;実施プログラム&gt;</p> <p>実施プログラム⑤「民間事業者の活用の拡大」 実施プログラム⑥「指定管理者制度の推進」 実施プログラム⑦「公園整備、管理運営における新たな事業手法の導入」</p>

---

## (2) 概況

### ①位置・地勢

小平市は東京都心から西に 26 km 離れた武蔵野台地上にあります。標高は 70~90m の平坦な台地であり、第三紀層を基盤とする厚い砂礫層とそれを覆う関東ローム層からなっています。

市域の大きさは東西に 9.21km、南北に 4.17km と東西に長く、面積は 20.51km<sup>2</sup>です。地形的には市域全体が台地上にあるため地下水位が低く、長らく利用しにくい土地でしたが、玉川上水の開通[承応 3(1654)年]をきっかけに、江戸の近郊農村としての開発が本格的に始まりました。

鷹の台公園の計画地は、市の南西部地域に位置し、計画地から東に約 200m の位置に西武国分寺線鷹の台駅があります。周辺には、玉川上水や新堀用水、その周辺の緑地、中央公園などがある緑豊かな環境であるとともに、多数の教育施設が立地する若者の多い地域となっています。

### ②人口

小平市の人口は、令和 2(2020)年の国勢調査では 198,739 人となっており、増加が続いています。

計画地の位置するたかの台の人口構成は、年少人口(15 歳未満)が約 6%、生産年齢人口(15 歳以上 65 歳未満)が約 64%、老人人口が約 30% となっています。

### ③自然・環境

小平市は、雑木林や屋敷林、農地、用水路など、恵まれたみどりが多くあります。特に江戸時代の新田開発による地割である、街道沿いから屋敷林、短冊形の農地、雑木林が展開する土地利用形態は大切なみどりです。

このほか、史跡である玉川上水が市域を東西に流れ、玉川上水小平監視所から分流した野止用水、多摩湖から境浄水場(武蔵野市)まで続く狭山・境緑道、玉川上水を基点にした用水網などがあり、広域的なみどりのネットワークを形成しています。

鷹の台公園の計画地は、玉川上水と、玉川上水から分水した新堀用水の北側に位置し、近隣には良好な雑木林や中央公園などもあり、みどりに恵まれた地域に位置します。

### ④土地利用

平成 24(2012)年と平成 29(2017)年の土地利用現況調査結果(東京都)を比較すると、農用地は 207.3ha(10.1%)から 188.0ha(9.2%)へと 19.3ha(0.9 ポイント)減少し、宅地は 1213.4ha(59.3%)から 1248.8 ha(61.1%)へと 35.4 ha(1.8 ポイント)増加しており、宅地や道路といった都市的な土地利用が全体の約 76% を占めるなど、宅地化が進んでいます。



図2-1 土地利用比率  
(小平市第三次環境基本計画より転載・加筆)

## ⑤交通

鉄道は、市内に7つある鉄道駅のほか、市周辺部の利用可能な駅(萩山駅、八坂駅、東大和市駅、玉川上水駅、国分寺駅、武蔵小金井駅など)が複数あり、また、駅勢圏から外れる地域においても、民間の路線バスのほか、地域内の生活交通としてコミュニティバス・コミュニティタクシーが運行しています。

鷹の台公園計画地に最も近い鉄道駅は、西武国分寺線の鷹の台駅で、駅の西口と計画地南側までは、約200mと近接しています。また、近隣に水車通りバス停(西武バス)、北町二丁目バス停(立川バス)などがあります。

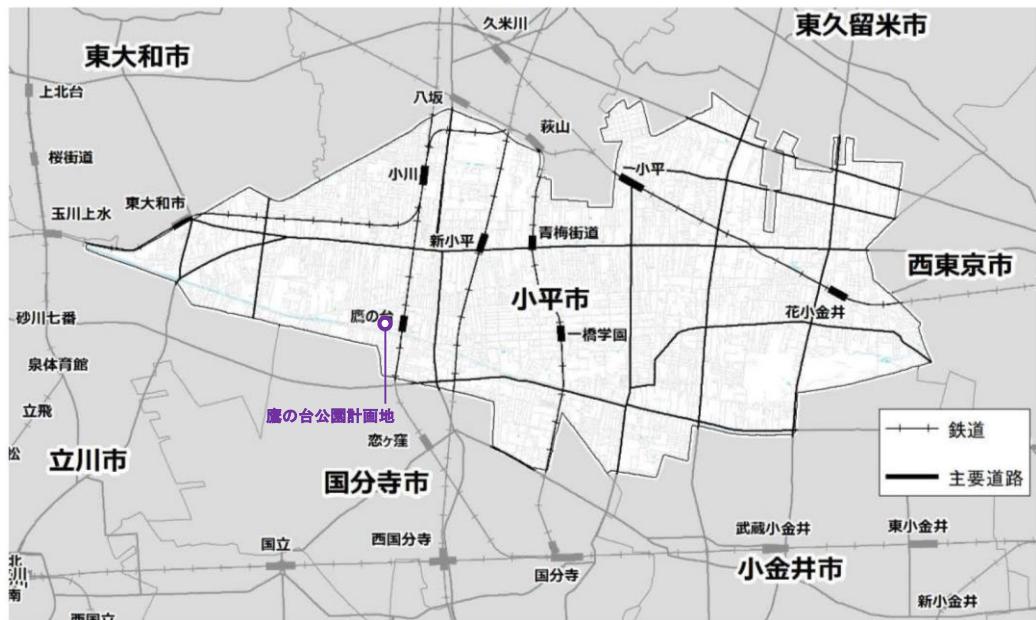


図2-2 主要道路・交通網図  
(小平市第三次環境基本計画より転載・加筆)

## ⑥都市計画（法適用状況）

計画地の用途地域は、全域が第一種低層住居専用地域（建蔽率40%、容積率80%、高さ制限10m）となっています。

また、計画地の南側に位置するたかの台本通りは近隣商業地域となっています。さらにその南側に位置する玉川上水は、玉川上水風致地区に指定されています。



図2-3 都市計画図  
(出典:「こだいら地理情報システム」に一部加筆)

## ⑦公園緑地

市立公園は、都市公園法及び小平市公園条例に基づいて市が管理運営する公園で、321箇所（総面積361,735m<sup>2</sup>）が開園されており、全て都市公園として管理運営されています。その他に14箇所の緑地等が管理されています（令和5年4月1日現在）。公園1箇所あたりの面積をみると100～300m<sup>2</sup>の公園が最も多く約32%を占め、また、500m<sup>2</sup>未満の公園が全体の約60%を占めており、全体として中小規模の公園が多いと言えます。

## ⑧教育施設等

- ・計画地の西側には、武蔵野美術大学、白梅学園(大学・短期大学・高校・中学・幼稚園)、創価学園(高校・中学・小学校)、朝鮮大学校等、多くの教育施設が立地しています。本計画地が隣接するたかの台本通りは、鷺の台駅とこれらの学校とを結ぶ通学・通勤ルートとなっています。
- ・鷺の台駅を挟んだ東側に、津田塾大学、一橋大学小平国際キャンパスが立地しています。
- ・概ねの徒歩圏となる半径 1km 圏内でみると小平第一小学校、小平第十五小学校、東京創価小学校、小平第五中学校、創価中学校、白梅学園清修中学校があり、多くの小中学校が立地しています。
- ・計画地の北側約 300m の場所には小川保育園が立地します。同保育園では、中央公園や玉川上水緑道等が子どもたちの散歩コースとなっています。

## ⑨文化施設・体育施設等

- ・鷺の台駅の東側に隣接する中央公園内には、市民総合体育館、グラウンド、テニスコートといった体育施設があります。計画地の西側の徒歩圏内には、上水公園テニスコートやきつねっぱら公園子どもキャンプ場が立地しています。
- ・計画地から徒歩約 6 分の場所に小川公民館、図書館小川分室が立地し、本計画地からは最も近い公民館となっています。
- ・計画地の南東約 700m のところに、小平市ふれあい下水道館が立地しています。

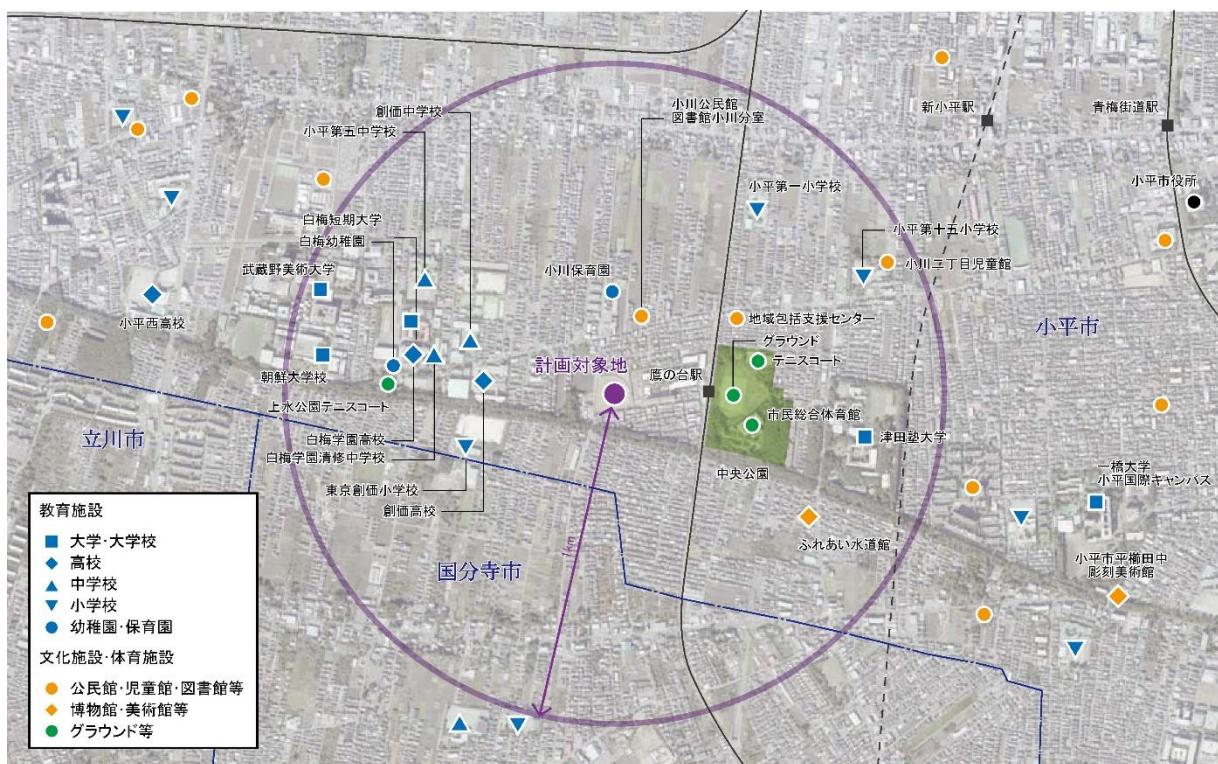


図 2-4 教育施設等の位置図（国土地理院の地理院地図を使用して作成）

### (3) 計画地周辺の主な都市整備事業

本計画地の周辺で現在進められている主な都市基盤整備に係る事業は以下のとおりです。

表 2-3 計画地周辺における都市整備事業の一覧

番号	分類	事業	施行者
①	都市計画公園	鎌倉公園整備事業	小平市
②	都市計画道路	小平 3・2・8 号線府中所沢線	東京都
③		小平 3・3・3 号線新五日市街道線	小平市
④		小平 3・4・10 号線小平大和線	小平市
⑤	市街地再開発	小川駅西口地区第一種市街地再開発	小川駅西口地区 市街地再開発組合
⑥	その他	中央公園グラウンド再整備	—
⑦	その他	無電柱化チャレンジ路線整備事業	小平市

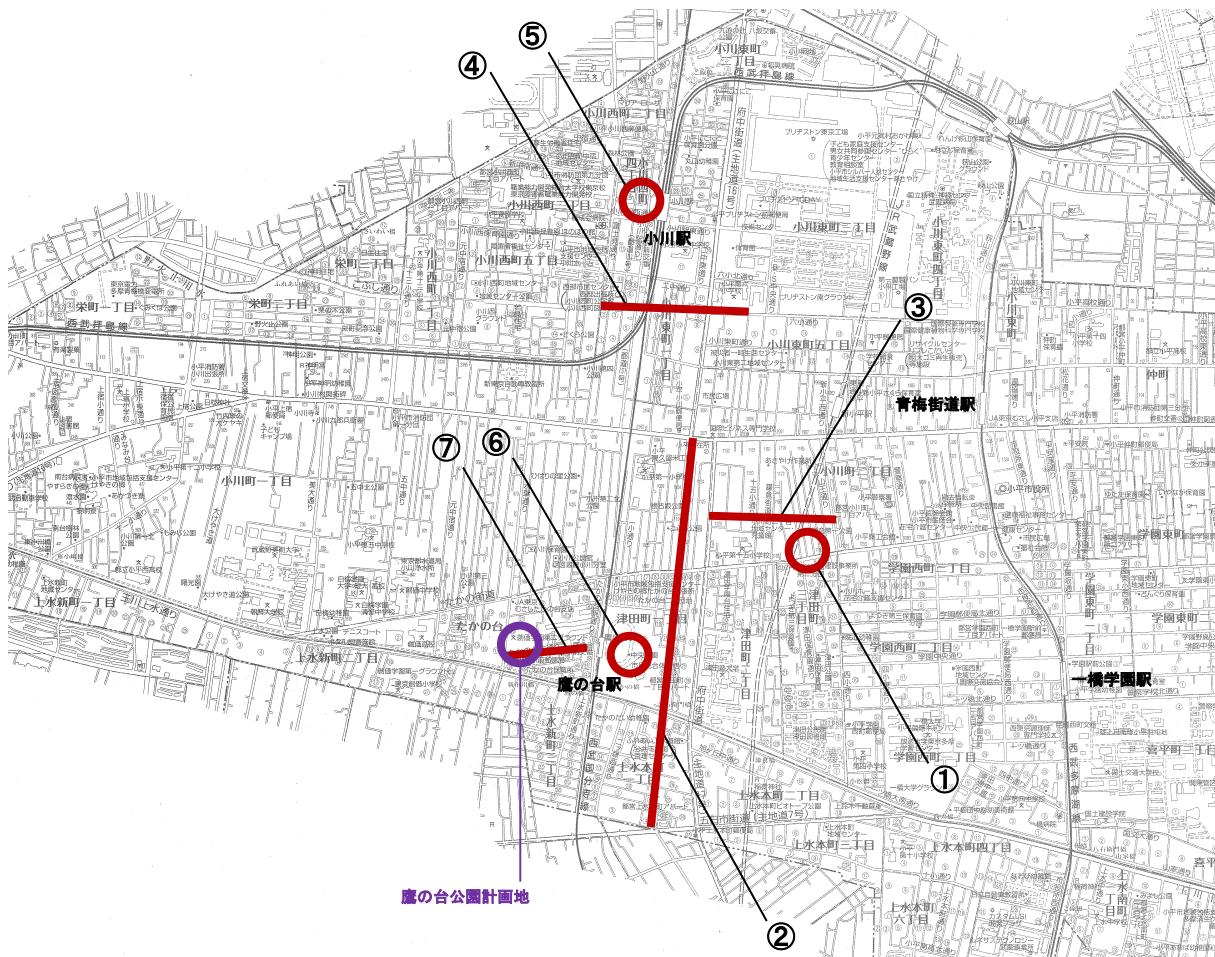


図 2-5 計画地周辺における都市整備事業



図2-6 鎌倉公園の整備イメージ①  
(小平市「鎌倉公園整備基本計画」より転載)

図2-7 鎌倉公園の整備イメージ②  
(小平市「鎌倉公園整備基本計画」より転載)



図2-8 小川駅西口地区第一種市街地再開発事業のイメージ  
(小平市ホームページより転載)



図2-9 たかの台本通りの無電柱化のイメージ  
(小平市ホームページより転載)

## (4) 計画地とその周辺の状況

本計画地及びその周辺の現状は、主に以下のとおりです。

- ・ 計画地内東部に突出したエリアは、既に都市公園として整備がされ開園されています。①
- ・ 面積の多くを占める西側エリアはフェンスで囲まれており、一部に以前のグラウンドに関する施設が残ります。②
- ・ 計画地の東側には、近接する集合住宅との間に、細い通路があります。③
- ・ 計画地の南側は、「たかの台本通り」となり、西武国分寺線鷹の台駅から繋がる商店街が形成されています。④
- ・ 計画地の西側は、「水車通り」となっています。南側の「たかの台本通り」と同様に、歩行者専用の道ではなく、車道のみの道路となっています。⑤
- ・ 計画地の北側は、住宅地に隣接しています。⑥
- ・ 計画地から南側を見ると、商店街の建物越しに玉川上水に生育する樹木群を望むことができます。⑦
- ・ 計画地から西側を見ると、玉川上水から繋がるまとまりのある樹林地と北西側に開けた景観が広がります。⑧



図 2-10 写真位置図



写真 2-1 ①鷹の台公園の既開園区域



写真 2-2 ②計画地内の状況



写真 2-3 ③計画地東側の通路



写真 2-4 ④たかの台本通り



写真 2-5 ⑤水車通り



写真 2-6 ⑥計画地北側の住宅地



写真 2-7 ⑦計画地内から南側を見る



写真 2-8 ⑧計画地内から西側を見る

## (5) これまでの市民参加の取組

本公園整備に向けては、地域の意見・要望の把握や、課題解決に向けた公園のあり方等に関する様々な検討を行ってきました。

### ①アンケート調査

鷹の台公園整備に向けて、市民の公園に対する意識や新たな公園に向けた意見などを伺い、基礎資料とする目的で調査を行いました。

実施時期	令和2年12月7日(月)～令和3年1月5日(火)
対象	たかの台全域及び上水新町2・3丁目、小川町1丁目、上水本町1丁目、津田町1丁目の一部地域
方法	ポスティング(配布)、郵送(回収)
配布数	1,747件
回収数	556件
回収率	31.8%

### ②地域ヒアリング【鷹の台公園のあり方調査検討ほか】

地域や市民団体など様々な方から鷹の台公園をはじめとする市立公園のあり方等についてヒアリングを行いました。

実施時期	令和3年10月～随時
対象	地域住民、自治会、管理組合、商店、学校関係者、障がい者支援団体、保育施設、まちづくり関係団体、公園アダプト団体、スポーツ団体など
方法	訪問または市内公共施設にて対面ヒアリング
主な内容	①市立公園及び鷹の台公園の役割 ②市立公園及び鷹の台公園をめぐる課題 ③自分自身が考える課題の解決策 ④自分自身が思う理想の公園や鷹の台公園などの理想の公園運営など
実施回数	令和3～4年度 44回(おおむね70名) 令和5年度 22回(おおむね38名)

### ③都市公園セミナー【鷹の台公園のあり方調査検討】

公園の活用・活性化や、これからの都市公園のあり方について考えるため、先行事例等を踏まえた公民連携等に関する市民セミナーを実施しました。

実施時期	令和4年3月13日(日)午後1時から午後4時まで
実施場所	(1)津田公民館ホール (2)テレビ会議システム(zoom)
講師・内容	町田 誠 氏(国土交通省 PPP サポーター) 「都市公園における公民連携の先進事例について」 高井 譲 氏(公民連携推進アドバイザー) 「新たな時代の公園づくり～地域連携・市民協働推進型公民連携～」
参加者数	(1)32名 (2)31名

#### ④鷹の台公園マルシェ（社会実験イベント）【鷹の台公園のあり方調査検討】

公園の整備・運営方法等の検討の参考とするため、公園予定地を使用した社会実験として、マルシェイベントを実施しました。

実施時期	令和4年6月4日(土)午前10時30分から午後3時まで
実施場所	鷹の台公園予定地
内容	①マルシェ(手作り雑貨・お菓子の販売や、ハンドメイドのワークショップ、キッチンカーの出店等) ②「公園で何がしたい？」投票及び公園整備に関するヒアリング
来場者数	約5,800人

#### ⑤鷹の台公園いどばたかいぎ（市民ワークショップ）【鷹の台公園のあり方調査検討】

鷹の台公園整備に向けた検討の一環として、市民の皆様と公園のあり方などを話し合う場として、世代ごとに実施しました。

##### (i) 多世代向け

実施時期	令和4年7月3日(日)午後1時30分から午後3時30分まで
実施場所	津田公民館ホール
内容	①地域の方からの公園に関する事例紹介 ②個人ワーク・意見交換(「自分が住む地域をどうしたい?」) ③グループワーク(テーマ別「鷹の台公園で自分自身がやりたいこと」) ④グループ発表
参加者数	28人

##### (ii) 小学生向け（市長参加）

実施時期	令和4年7月4日(月)午後1時40分から午後3時まで
実施場所	小平第一小学校
内容	①公園に関する質問 ②グループワーク(「理想の公園を考えよう」) ③グループ発表
参加者数	約70人(小平第一小学校6年生)

##### (iii) 学生向け

実施時期	令和4年7月24日(日)午後1時30分から午後3時30分まで
実施場所	小川公民館ホール
内容	①事例紹介 ②意見交換(「鷹の台公園にあつたら良いもの」「大学の近くにあつたら魅力的な公園・自慢できる公園とは?」) ③グループワーク(アイディア具体化会議) ④グループ発表
参加者数	13人

---

(iv) 子育て世代向け

実施時期	令和4年8月19日(金)午後2時から午後3時まで
実施場所	中央公園樹林帯
内容	①これまでの「鷹の台公園いどばたかいぎ」の紹介 ②意見交換（どんな場所を自分たちで作りたい？」「その場所を作るためにはなにをしたらいい？」など） ③質疑応答
参加者数	約20人

**⑥鷹の台公園おえかきかいぎ（市民ワークショップ）【鷹の台公園整備基本計画策定】**

鷹の台公園整備基本計画検討の参考とするためワークショップを実施しました。

実施時期	令和5年7月9日(日)午前10時から12時まで
実施場所	津田公民館ホール
内容	①これまでの取組等の紹介 ②地域活動の紹介 ③グループワーク（「公園でやりたいこと」「鷹の台公園で何をする？」「それによって地域や関わる人がどう変わる？」） ④グループ発表
参加者数	28人

**⑦鷹の台公園わいがやかいぎ（市民ワークショップ）【鷹の台公園整備基本計画策定】**

「鷹の台公園おえかきかいぎ」に引き続き、鷹の台公園整備基本計画検討の参考とするためワークショップを実施しました。

実施時期	令和5年9月3日(日)午後2時から午後4時30分まで
実施場所	福祉社会館第一集会室
内容	①公園イメージ案(3案)の説明 ②公園を活用した地域活動の紹介 ③グループワーク(イメージ案をたたき台に、「やりたいこと・できること」「実現したいことをするための改善点」) ④グループ発表
参加者数	22人

## ⑧パネル展示・仮囲いペインティングイベント（いきいき協働事業内）

令和5年度小平市いきいき協働事業として採択されたNPO法人こだいら自由遊びの会が主催する「プレーパークで遊ぼう」の会場内で、鷹の台公園整備事業の周知・啓発及び機運醸成を図ることを目的に、パネル展示や、公園予定地の仮囲いの一部にペインティングを行いました。

実施時期	令和5年10月14日(土)午前10時から午後4時 令和5年10月15日(日)午後1時から午後4時 ※15日は雨天により午後から開始
実施場所	鷹の台公園予定地
内容	①プレーパーク(NPO法人こだいら自由遊びの会主催) ②パネル展示(これまでの取組、公園イメージ案の紹介)及び意見聴取 ③鷹の台公園予定地仮囲いの一部へのペインティング
参加者数	約400人(2日間)

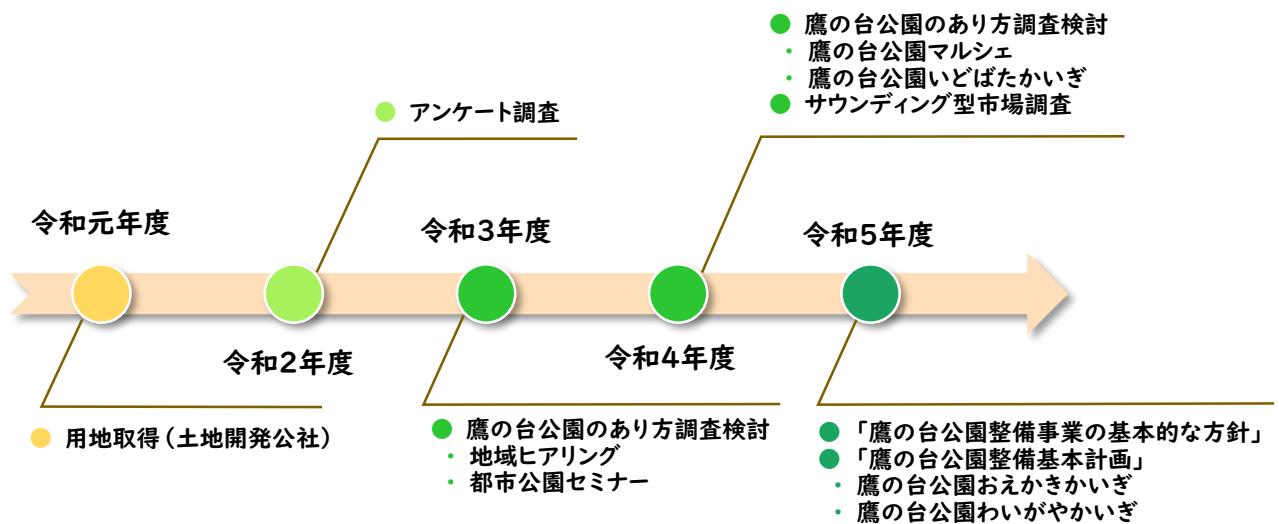


図2-11 これまでの主な市民参加の取組

## (6) 踏まえるべき視点

これまでの取組や計画の前提を踏まえ、本公園の整備にあたっての視点を以下のとおりに整理します。

### “公園活用”の視点

計画地は、駅から徒歩3分の位置に立地し、たかの台本通りの商店街に面しています。周辺には住宅地が広がるとともに、大学、高校等の複数の教育施設があるため、公園計画地の前面道路には、日常的に多くの人、多様な世代・属性の人の往来があります。周辺では既に様々な市民の活動が展開されており、自らの活動の拠点を求める声があることに加え、公園が今日的な地域課題を解決する糸口となることを期待する意見も見受けられます。本公園の整備を契機として、多様な利用者の利活用・参画・連携を通じて、地域の活性化に寄与する公園づくりが求められます。

また、計画地の立地状況やこれまでの取組から、本公園には、多様な年代の子どもとその親世代の利用が想定されます。子どもの遊び方も多様化する現代において、公園にはプレーパークのように自由に遊べる場、充実した遊具を求める等、多様な意見があることや、親世代が子どもを見守りながら交流できる滞在場所についての要望も多く見受けられました。

このような背景を踏まえると、本公園には、利用者がそれぞれの志向や考えに基づき選択できる多様な遊びと滞在のための環境づくりをハード・ソフトの両面から実現する視点が必要です。

### “公園のストック効果”の視点

計画地は、東西に連なるみどりの骨格軸である玉川上水から至近の位置に立地するとともに、東側には中央公園や津田塾大学キャンパス等の大規模な緑地が存在しています。このことは、計画地が地域における主要な水と緑のネットワーク上に位置していることを意味し、これら既存の緑地との連続性を意識した公園づくりが必要な土地です。

また近年、自然環境が有する機能による社会課題解決の手法である“グリーンインフラ”的考え方に基づき、公共空間における雨水の貯留・浸透、気温上昇の抑制、良好な景観形成、防災性の向上等、様々な取組が普及しています。

このような立地特性や背景を踏まえると、本公園には、生物多様性の向上や環境負荷の軽減、地域の景観形成等に寄与する自然的環境の創出、災害時においても一定の防災性能を発揮できる公園整備の視点が必要です。

### “公民連携による整備・管理運営”の視点

小平市では320以上の市立公園の維持管理を行っています。公園施設の老朽化、樹木の高木・老木化等、公園利用者の安全性を確保するための各種措置に加え、多様化・複雑化する利用者ニーズへの対応等、公園の管理運営で担うべき役割は多岐にわたり、全てを市だけで実施することには限界があります。そのため、今後は、公民連携により、効率的・効果的な公園の整備・管理運営を推進することが求められます。

さらに、新たな公園整備にあたっては、地域との連携による公園の活用・活性化を進め、地域のまちづくりを見据えた、戦略的な公民連携手法の活用や創意工夫を図り、民間のノウハウの発揮による、地域経済の活性化や地域の多様なニーズへの対応等を進める必要があります。

公園の管理運営に係る現行の制度としては、「指定管理者制度<sup>\*1</sup>」、「設置管理許可制度<sup>\*2</sup>」

等があり、全国的に多くの公園で導入されています。また、平成29年度の都市公園法改正により、「公募設置管理制度(Park-PFI)<sup>\*3</sup>」が設けられ、近年、多くの都市公園での導入が実施されています。

このような背景を踏まえ、本公園では、当該地域の特性やニーズに合致した公民連携による整備・管理運営手法の導入の視点が必要です。

---

\*1 指定管理者制度 / 平成15年に、公の施設の管理に民間の活力を活用して、住民サービスの向上や行政コストの削減を図ることを目的として創設された制度です。小平市においても、平成16年に子ども家庭支援センターへ制度導入を皮切りに、順次、指定管理者制度を導入してきました。

\*2 設置管理許可制度 / 地方公共団体等の公園管理者が自ら設置・管理することが「不適当又は困難」な、あるいは公園管理者以外の者が公園施設を設置・管理することが「当該都市公園の機能増進に資すると認められる」施設について、公園管理者以外の者が許可を受けて、公園施設の設置・管理を行う制度であり、都市公園法に規定されている。

\*3 公募設置管理制度(Park-PFI) / 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生じる利益を活用して、その周辺の園路や広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

# 第3章 整備の目標と基本方針

## (1) 整備に向けた考え方

公園は、屋外の公共空間であり、多面的な機能を有する空間で、多様な使いができる都市施設としての性格を有しています。社会が成熟化し、市民の価値観が多様化する中、公園が有する効果を、まちのために、市民のために活用することを見据えた公園整備を行うことが重要です。コロナ禍を経て、このような認識がさらに深まる中、新たな時代における公園は、公園としてのポテンシャルを最大限に発揮させるため、地域や民間事業者等との連携により、多様なニーズに応えながら、公園を活用することで地域の価値を高め続ける必要があります。

市は、このような考えのもと、ヒアリングやワークショップ等の徹底した意向把握により、利用者目線による検討を進めます。

## (2) 整備の目標

### 鷹の台公園を核に

### 地域のつながりを活かし、まちの価値を高める

これまでの取組から、以下のような本公園が立地する地域の特性を活かしながら、目標の実現を図ります。

- 鷹の台公園の周辺地域は、特色ある大学等の教育機関があるまちです。日頃から多様な関心ごとを持った地域住民や学生などが集まり、連携しながら、自発的に創造的な活動を展開しています。
- 鷹の台公園の周辺地域は、玉川上水をはじめとした雑木林や昔から続く農地などの恵まれた水とみどりがあります。それらは地域の方々の誇りになっていることから、日常の生活利便性を求めつつも、人にも自然環境にも優しいまちづくりを意識しています。
- 地域の方々は、日常生活をどのように楽しむかを考えており、“どのような公園にしたいか”という視点に加えて、“自分達が公園で何をしたいか”という点に一層の関心があります。
- 地域の方々は、公園の質の向上とは、“地域の課題解決に資する公園にすること”であると考えています。子ども・高齢者・子育て世代などの「居場所」としての機能、学生の活躍の場としての役割、安全・安心への配慮等を求めています。
- 地域の方々は、個人やコミュニティ、学生のアイディアを形にしながら、マルシェなどのイベントにより、地域に見合った個性あるにぎわいをつくり出しています。

### (3) 整備の基本方針

目標を実現するため、本公園の整備に係る基本方針を以下のとおりに定めます。

#### ～ にぎわいや滞留を生み出す空間づくり ～

本公園は、まちの核として、多様で多くの来園者が利用できる公園を目指します。平常時だけでなく、イベント利用時も視野に入れ、地域ににぎわいをもたらし、来園者が快適に滞留できる場所を様々な形でつくります。公園という空間の中に常に人が利用する風景をつくることで、地域ににぎわいの波及効果を生み出します。

#### ～ 誰もが遊べる障壁のない遊び場づくり ～

本公園は、子どもたちにとって楽しい場であるとともに、子育て世代を中心としたあらゆる人にとって居心地のよい公園を目指します。乳幼児から小学生以上の子ども、障がいのある子ども等、様々な子どもの来園を視野に入れ、多様な遊びを提供し、遊びの選択肢があるインクルーシブな公園づくりを行います。また、遊び場そのものが交流の場や偶然の出会いを生む場となり、子育てに貢献するだけでなく、誰にとっても居場所となりうる施設づくりを図ります。

#### ～ 豊かで美しい自然のある環境づくり ～

本公園は、中央公園や玉川上水をはじめとした複数の公園緑地とのつながりや、農地の広がる周辺景観と調和した豊かで美しい公園を目指します。中高木から低木、地被類まで複層的で在来種主体の植栽を導入し、まとまり・連続性・変化のある植栽空間とすることで生物多様性の向上を図るとともに、公園内だけでなく、まちの景観形成を意識した環境づくりを図ります。

#### ～ 災害時等にも機能する安全・安心の基盤づくり ～

本公園は、大地震等における災害時は一時的な避難場所へ、豪雨時には雨水貯留浸透機能を有する空間へスイッチする柔軟性のある公園を目指します。永続性の高い公共空間として、火災の延焼防止等の機能だけでなく、災害やパンデミックの際には都市のレジリエンス(回復力・復元力)を高める基盤づくりを図ります。

#### ～ 地域とともに育てる公園づくり ～

本公園は、地域の個性が活かされた活動の拠点として、また多様なニーズや時代の変化に対応する機動的なまちづくりの核となることを目指します。公園内には、多目的に利用可能な広場やスペースを導入し、市民などによる主体的なイベントや活動の企画・実践を促します。誰もが参加可能で、地域が育む公園づくりができるよう、整備とともに管理運営面での仕組みづくりを図ります。

# 第4章 基本計画

## (1) ゾーン・動線計画

前章で定めた整備の基本方針を踏まえ、公園区域のゾーン及び動線を以下のような考え方で設定します。

### ①ゾーンプランニング

ゾーンは、計画地の立地特性や周辺の土地利用を考慮し、以下の4つのゾーンを設定します。

#### にぎわい&まちなみ形成ゾーン

- 公園区域の南側に面した、たかの台本通りから西側に面した水車通りにかけた道路沿いは、「にぎわい&まちなみ形成ゾーン」とします。
- マーケット(販売)、イベント、人の滞留などにより、にぎわいを創出するゾーンとします。南側のたかの台本通り沿いは、商店街と一体となった活気を醸成します。
- 人が往来する道路に接するゾーンとなるため、たかの台本通りは無電柱化事業との連携により、水車通りは玉川上水緑道から見通せる位置関係を活かし、景観に配慮した豊かなまちなみの形成を図ります。

#### 憩い&レクリエーションゾーン

- 公園区域の中央部は、「憩い&レクリエーションゾーン」とします。
- まとまった広場空間を中心に、遊具、休憩施設等の多様な機能により、安全・安心で快適に、憩い、交流し、楽しむことができる空間とします。
- 日常は多目的に利活用し、非常時は誰でも立ち入ることができる柔軟性のあるオープンスペースとします。

#### 緩衝ゾーン

- 公園区域の北側から東側にかけて、住宅地と隣接する一帯は、「緩衝ゾーン」とします。
- 低木・中高木による緑豊かな植栽地とフェンス等の設置により、公園全体の景観形成に寄与するとともに、住宅地への配慮や人の行き来を防止する物理的な緩衝機能を形成します。

#### 管理ゾーン

- 近隣への影響が少なく、車両アクセスが最も良好な北西部は、「管理ゾーン」とします。
- 公園管理事務所やバックヤード等を設置することで、公園の管理運営に関する機能の集約を図ります。

## ②動線計画

動線計画は、利便性や安全性を考慮すること、「小平市福祉のまちづくり条例」に対応した計画とすることを基本として、ゾーンプランニングを踏まえて設定します。

また、本公園へのアクセスは、基本的に、徒歩、自転車、公共交通機関によるものを想定します。

### 来園者主動線

- 公園内の歩行者動線は、園内全域を回遊するように設定し、幅員 3m 以上を確保します。
- 道路に面した公園内には、地域の安全性にも配慮するため、道路に併行する形で歩行者空間を設けます。
- 来園者主動線は、車椅子利用者を含め誰もが利用しやすいバリアフリー動線とします。
- 駐輪スペースは、商店街に面しない公園の西側に設置します。

### 管理動線

- 管理者のための車両動線は、公園区域の北西部に設けます。
- 車両アクセスの効率化を図るため、身障者用の駐車場へのアクセスも管理者のための車両動線と兼用します。

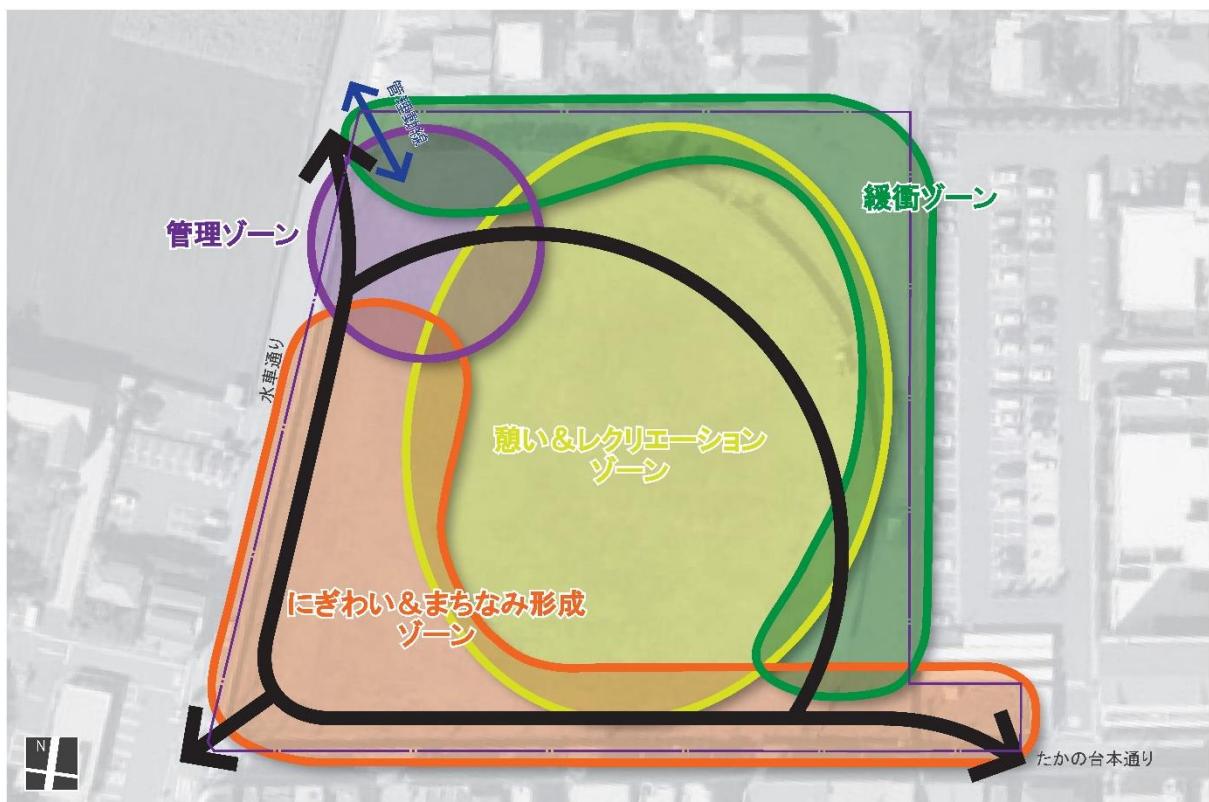


図 4-1 ゾーン・動線計画図（国土地理院の地理院地図を使用して作成）

## (2) 施設配置計画

ゾーン・動線計画をもとに、下表に定める施設を導入し配置計画を定めます。

表 4-1 ゾーンと主な導入施設

ゾーン	施設名	主な導入施設
にぎわい&まちなみ 形成ゾーン	マーケットエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設店舗用スペース</li> <li>・ベンチ</li> <li>・並木（緑陰） 等</li> </ul>
	緑陰テラス・遊育広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウッドデッキ、階段状ベンチ</li> <li>・幼児用遊具スペース</li> <li>・景観木（緑陰）</li> <li>・手洗い 等</li> </ul>
	イベント広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装面</li> <li>・景観木（緑陰） 等</li> </ul>
	はらっぱ広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広がりのある原っぱ</li> <li>・ベンチ（ステージ） 等</li> </ul>
	多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具           <ul style="list-style-type: none"> <li>- インクルーシブ遊具</li> <li>- 幼児用遊具スペース</li> </ul> </li> <li>・オープンスペース</li> <li>・屋根付きスペース</li> <li>・手洗い 等</li> </ul>
	季節の植栽散策エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散策園路</li> <li>・ベンチ</li> <li>・花木草花植栽 等</li> </ul>
	緩衝植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩衝帯となる中高木 等</li> </ul>
	パークセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物           <ul style="list-style-type: none"> <li>- トイレ</li> <li>- 管理事務所</li> <li>- 収益施設（飲食店）</li> </ul> </li> <li>・防災倉庫</li> <li>・バックヤード</li> <li>・車椅子専用駐車場 等</li> </ul>



図 4-2 施設配置計画（国土地理院の地理院地図を使用して作成）

### (3) 導入施設イメージ

導入する各施設のイメージは以下に定めるとおりです。

#### ①マーケットエリア

- 「マーケットエリア」は、計画地南部のたかの台本通り(商店街)沿いに設け、商店街と一体となった連続したにぎわいの創出を図ります。
- 移動販売(キッチンカー、キッチントレーラーなど)や仮設店舗が複数出店できるスペース、及び店舗前に利用者が飲食ができるようテーブル・スツールを配置できるオープンスペースを整備します。
- 公園区域の南端は、幅員 2m 程度を歩行者専用の空地として確保します。
- まちなみ形成と日差しを遮る緑陰形成のため、店舗の配置に応じた並木状に樹冠の広がる高木を植栽し、足元にはベンチ等の休憩施設を整備します。

#### ②緑陰テラス・遊育広場

- 多くの歩行者が行き交う計画地の南西部に、階段状のウッドデッキによる休憩スペースとなる「緑陰テラス」と3歳未満の児童が利用できる遊びのスペース「遊育広場」を整備します。
- 「緑陰テラス」は、「遊育広場」に向かう形でベンチ等を設え、広場で遊ぶ子どもを親が休憩しながら見守る関係性をつくります。
- テラスには、「マーケットエリア」と同様に高木を要所に植栽し、緑陰を形成するとともに南西側に対して公園の顔となる風景をつくります。
- 当該エリアの利用者にとって使い勝手のよい水飲み・手洗い等を設置します。

#### ③はらっぱ広場

- 「はらっぱ広場」は、計画地中央に平坦で広がりのある形状で整備します。
- 四方からアクセスできる開放的かつ見通しの良い空間とし、誰もが憩い・レクリエーションの場として自由に利用できる原っぱとして整備します。
- はらっぱ広場の一画には、地域の行事・イベント時にはステージとしての利用も可能な縁台型のベンチを設置します。



写真 4-1 芝生広場のイメージ



写真 4-2 縁台型ベンチのイメージ

#### ④イベント広場

- ・「イベント広場」は、計画地西側の道路に面し、「はらっぱ広場」と物理的な連続性のある場所に整備します。
- ・広場は、マルシェ等のように車両の乗り入れのあるイベント利用ができるとともに、緊急時に消防車等の乗り入れも可能な耐圧性のある舗装された地面とします。
- ・平常時において来園者が快適に休憩利用等をできるよう、要所にベンチと緑陰を形成する樹木を配置します。
- ・多様な形態のイベントに対応するため、広場内にイベント用電源盤を設置します。
- ・イベント広場を含む計画地西側の水車通り沿いに駐輪スペースを配置します。



写真 4-3 イベント広場のイメージ



写真 4-4 イベント広場でのイベントのイメージ

#### ⑤多目的広場

- ・「多目的広場」は、計画地の北東側に、緩衝のための植栽と調和した空間として整備します。
- ・広場には、就学前の幼児、小学生以上の子どもも、障がいのある子どもが、安全・安心で一緒になって遊べるよう、多様な遊び要素を体験できる遊具を、バランスをとって設置します。
- ・広場内には、適度な広がりのあるオープンスペースを確保し、プレーパーク等による利活用も可能な場とします。
- ・遊具やオープンスペースを見渡せる位置に、休憩や見守りのスペースにもなる屋根付きスペースを設置します。

#### ⑥季節の植栽散策エリア

- ・「季節の植栽散策エリア」(以下、「散策エリア」という)は、計画地の東側に整備します。
- ・エリアは、季節の変化を感じられる植栽(中高木、低木、地被類)を行い、その中を通り抜ける散策園路を整備します。
- ・散策園路沿いの要所にはベンチ等を設置し、利用者の休憩スポットをつくります。

## ⑦パークセンター

- ・「パークセンター」は、建築物として、計画地の北西部に公園全体を見渡すように整備します。
- ・「パークセンター」には、主として下表に示す施設を導入します。

表 4-2 パークセンターへの導入施設とその概要

施設	概要
公園管理事務所	<ul style="list-style-type: none"><li>・公園管理スタッフが執務を行うスペース<ul style="list-style-type: none"><li>- スタッフ常駐を想定</li><li>- 来園者が入りやすく、会話のしやすいカウンターを設置</li></ul></li><li>・公園の管理運営に必要な備品を収容する倉庫 等</li></ul>
公園トイレ	<ul style="list-style-type: none"><li>・男子トイレ</li><li>・女子トイレ</li><li>・みんなのトイレ</li></ul>
多目的スペース	<ul style="list-style-type: none"><li>・多用途に使用できるスペース<ul style="list-style-type: none"><li>- 市民活動等の展示</li><li>- イベントのためのミーティング</li><li>- 通常時は店舗の飲食スペースとして利用 等</li></ul></li></ul>
収益施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・公園の利用促進に資する施設<ul style="list-style-type: none"><li>- 民間事業者による公募提案内容とする</li></ul></li></ul>



写真 4-5 公園管理事務所のイメージ



写真 4-6 多目的スペースのイメージ

## (4) 植栽計画

計画地における植栽は、適正な維持管理を見据えた内容とすることを基本に、以下に示す考え方・方針で計画します。

### ① 基本的な考え方

- ・ 玉川上水をはじめとする周辺の自然的環境との生態系ネットワークの形成、及び地域の景観形成の観点から、導入する植栽は、在来種を主体とし、一部に栽培品種を織り交ぜて構成します。
- ・ まとまりのある植栽地については、高木、中木、低木、地被類等、多様な階層の植栽を織り交ぜ、多様な生物が生息・移動できる環境とします。
- ・ 公園全体として、季節の変化を感じられるように樹種や植栽の種類を選定します。

### ② エリア別の方針

#### ● たかの台本通り沿い・水車通り沿い

- ・ たかの台本通り沿いは、商店街の景観づくり、及び来園者の滞留空間となることを踏まえ、人の視線が抜けるとともに樹冠が広がり豊かな緑陰を形成する樹木を、並木状に植栽します。
- ・ 水車通り沿いは、マーケットエリアとは異なる景観づくりを図る観点から、たかの台本通り沿いとは、異なる樹種による並木を形成します。

[導入樹木例] アキニレ、カツラ、ケヤキ、ジンダイアケボノ 等

#### ● 緩衝ゾーン（散策エリアを含む）

- ・ 周辺環境と調和し武蔵野地域らしい風景を形成するため、中高木層には雑木林を構成する樹種を取り入れます。
- ・ 中木、低木、地被類についても、環境への適性を考慮しながら、単一種類ではなく複数種類の植栽を取り入れます。

[導入植栽例] 高木/クヌギ、コナラ、イヌシデ、ヤマボウシ、アラカシ、シラカシ、アカマツ 等  
 中木/イロハモミジ、エゴノキ、リョウブ 等  
 低木/ガマズミ、ヤマツツジ、マユミ、ミツバツツジ、アセビ 等  
 地被類/キチジョウソウ、ヤブラン、ギボウシ 等

#### ● その他のエリア

- ・ 計画地内の要所に設ける植栽地には、生態系ネットワーク、景観形成、管理面等、その場所に求められる機能に応じて樹種・植栽の種類を選定します。

[導入植栽例] 中高木/アオダモ、エゴノキ、ネムノキ、ハナミズキ、ソヨゴ 等  
 低木/ツツジ類 等

## (5) 防災施設計画

公園の立地特性や規模等を踏まえ、非常時に一定の防災機能を備えた計画とします。

### ① 基本的な考え方

- ・ 本公園は、都市のオープンスペースとして、たかの台本通りの無電柱化による防災性向上も併せて、震災時における延焼遮断や避難地として防災上重要な役割を有します。
- ・ 近隣には、広域避難場所である中央公園がありますが、震災による被害の程度や避難者の過密抑制などの感染症対策の実施により、受入れができないことも想定されるため、本公園においても、必要な機能の整備とともに、避難場所としての安全性向上を図ります。

### ② 導入施設イメージ

- ・ 公園内へは道路側のどこからでも出入りできる構造とすることや外周部への植栽、非常用照明設備の設置などを行うほか、必要な災害用施設を整備するなど、避難場所としての安全性向上を図ります。
- ・ 緊急車両の出入りが可能な開口部の確保や、重量のある車両が乗り入れることのできる場所を確保します。
- ・ 避難時や帰宅困難者への対策として、防災倉庫やかまどベンチなど被災後の必要なインフラや資機材を備えます。

## (6) 空間・景観デザインの考え方

次の考え方を基本として、公園における空間・景観デザインを計画します。

### ● みどり・自然・季節の変化

- ・ 玉川上水や農地に囲まれた立地特性を活かし、公園全体でみどりや自然、季節の変化を感じられる景観が随所に展開するデザインとします。

### ● ヒューマンスケール

- ・ 商店街や低層住宅地の中に立地する公園であることから、建築物・工作物とその周辺の空間づくりにおいては、利用者が居心地の良さを感じられるヒューマンスケールのデザインとします。

### ● オリジナリティ（独自性）

- ・ 各種公園施設には、形状、素材、質感、色彩等において統一的な考えを取り入れ、本公園らしさを表現するオリジナリティ（独自性）のあるデザインとします。

## (7) 管理運営の考え方

鷹の台公園は、多様な施設を導入するとともに、地域のまちづくりや環境形成の拠点として様々な利活用を図ることを目的としていることから、管理運営においては、目的に応じた適切かつ効果的な取組が求められます。公園の特性を踏まえ、管理運営の考え方を以下に整理します。

### ① 基本的な考え方

- ・公園の目標の実現に向けては、ハードとして各種公園施設とオープンスペースを一体として整備するだけでなく、利用者目線による管理運営、活用が必要不可欠です。
- ・管理運営の手法については、指定管理者制度を導入することとしております。

### ② 管理運営のポイント

基本的な考え方を踏まえ、本公園における管理運営のポイントを以下に掲げます。

#### ● 公園の機能の活用

- ・鷹の台公園は、その立地特性から通勤通学や散策、買い物客等の人の往来があり、日当たりや風通しの良さなど、広場を活用したイベントの実施には恵まれた環境となっています。地域からは、公園マーケットやマルシェ、プレーパークの実施、近隣商店街との連携などが求められています。

#### ● 多様なニーズへの対応

- ・鷹の台公園は、市民や利用者とともに企画を作り上げることで、地域に求められるユーザー視点の事業を展開するとともに、新たなニーズの掘り起こしや担い手の育成を行いながら、様々な市民や事業者と連携することで公園の利用を促します。地域からは、地域コミュニティの拠点、居場所、子育て支援の拠点、スタートアップ支援の創出などが求められています。

#### ● 非常時の円滑な公園利用に向けた平時の取組

- ・鷹の台公園は、広大なオープンスペースにより、火災の延焼遮断機能や一時的な避難場所となるほか、災害支援活動を支える拠点となります。また、今後もパンデミックへの対策のほか様々な自然災害への対応が必要とされていることから、非常時を見据えて、平常時における訓練を行うことで、地域の防災能力の向上を図ります。

---

# 第5章 整備事業の進め方

## (1) 基本事項の整理

- 令和5年6月に策定した「鷹の台公園整備事業の基本的な方針」では、本事業を通して、小平市第四次長期総合計画をはじめ、市の各関連計画で示されている内容の具現化を図るとともに、多様なニーズに応えながら、市民サービスの向上を図ることを示しました。
- 実現に向けた手法として、新たに整備する鷹の台公園のほか、中央公園や上水公園をはじめとした市南西部地域の94公園、及び同地域内にある中央公園の市民総合体育館、グラウンド、テニスコート、上水公園のテニスコート、きつねっぱら公園子どもキャンプ場、ふれあい下水道館を対象施設とした指定管理者制度を導入することとしています。
- これにより、市民に親しまれている公の施設の魅力向上を図るとともに、施設単体では見出せない効果を、指定管理者制度を活用した一体的な管理運営を行うことで相乗的に発揮させ、民間の創意工夫と民間活力の活用を引き出す公民連携事業とします。

## (2) 事業手法

- 基本事項の整理のとおり、鷹の台公園の管理運営手法としては、指定管理者制度を導入することとなります。整備にあたっても、適切な手法を選択することが重要です。
- 前章の基本計画で整理したように、鷹の台公園には様々な機能を実現するため、施設整備に加え、整備後の適切かつ高度な知識やノウハウに基づく多面的な管理運営が求められます。そのため、公園づくりにおいては、整備と管理運営とが一体となった継続性のある事業としての実施が不可欠です。
- これまでの取組により導き出された方針や市の財政面、人材面の制約等を踏まえ、本計画の実現に向けては、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、市の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上と公園利用者の利便性の向上を図ることが期待される整備・管理手法である公募設置管理制度(Park-PFI)を活用します。

## (3) 求められる視点

- 上記のとおり、複数の公の施設の一体的な管理運営を行う指定管理者制度の導入にあたっては、施設単体では見出せない効果を、民間事業者等のノウハウや創意工夫により相乗的に発揮させる必要があります。特色ある施設と多様な公園が連携し、また地域との協働を推進することで、スケールメリットを生かした企画事業や継続的なイベント事業等による新たなサービスが提供されることを期待します。地域の活気ある活動と連携による利用者の目線に立った施設の活用・活性化が図られ、ひいては公園等を核とした地域の活性化、地域のまちづくりが展開されることを求めます。
- これを踏まえ、鷹の台公園の整備にあたっては公募設置管理制度(Park-PFI)を活用し、今の時代に新たに整備する大規模公園として、また公園がもつポテンシャルを引き出すリーディングパークとして、先導的で、実証的な、地域の核となる都市公園とすることを求めます。

- そのため、民間事業者からは、施設の包括的な指定管理者制度及び鷹の台公園の公募設置管理制度(Park-PFI)を一体として提案を求めます。鷹の台公園の整備内容については、本計画において市としての一定の考え方を示したうえで、これを実現するための提案を求めることとします。民間事業者ならではの創意工夫やノウハウが活かされた提案を最大限に引き出すためには一定の提案余地が必要であり、より望ましい提案が可能となるよう、評価にあたっては市の計画と民間事業者の提案のバランスを考慮することとします。

## (4) 事業スケジュール

鷹の台公園の事業スケジュールの概要は以下のとおりです。なお、今後の関係機関との協議や法令に基づく各種の手続き等の状況により、事業スケジュールは変更する可能性があります。

表 5-1 事業スケジュール

